

別表第10(第9条関係)

屋内ゲートボール場

利用料金

利用区分\時間区分			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
専用	アマチュア スポーツに 利用する場合	入場料を 徴収しな い場合	5,660 円	5,660 円	7,560 円	17,000 円
		入場料を 徴収する 場合	12,600 円	12,600 円	18,900 円	39,680 円
	その 他の 催し 物に 利用 する 場合	入場料を 徴収しな い場合	22,680 円	22,680 円	34,020 円	71,430 円
		営利を 目的と する 場合	65,520 円	65,520 円	97,020 円	205,240 円
	入場料を 徴収する 場合	営利を 目的と しな い場合	42,840 円	42,840 円	63,000 円	133,810 円
		営利を 目的と する 場合	138,600 円	138,600 円	201,600 円	430,920 円

備考

- 1 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の利用料金は、当該使用料金の100分の20に相当する額を加算した額とする。ただし、個人利用の場合を除く。
- 2 専用利用する場合について、その利用面積が総面積の2分の1に満たない場合の利用料金は当該利用料金の2分の1の額とする。
- 3 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 暖房料については、専用利用に限り、当該利用料の100分の40に相当する額を徴収する（暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。）
- 6 開館前又は閉館後の利用料金については、開館前又は閉館後の利用料金の1時間相当額に100分の30(1時間につき)を割り増した額を徴収する(1時間に満たない場合は、1時間とする。)
- 7 利用料金の計算において10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 8 入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄附金、その他名目のいかんを問わず屋内ゲートボール場に入場する者から利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 8 1回とは、入館から退館までをいう。